

京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年12月13日京都市条例第30号）（都市計画局住宅室住宅政策課）

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じるため、規定を整備することとしました。

- 1 法において新たに管理不全空家等に対する措置が規定されたことに伴い、法が適用されない管理不全空家等に対しても同等の措置を採ることとします。
- 2 法が適用されない特定空家等の所有者等に対する助言、指導、勧告又は命令を行うために必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告を求めることができることとするとともに、その報告をせず、又は虚偽の報告をした当該空家等の所有者等を50,000円以下の過料に処することとします。
- 3 その他必要な規定の整備を行います。

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第30号

京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例の一部を改正する条例

京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「空き家等」を「空家等」に改める。

目次中「空き家等の」を「空家等の」に、「空き家等対策協議会」を「空家等対策協議会」に改める。

第1条中「空き家等」を「空家等」に改める。

第2条第1号中「空き家等」を「空家等」に、「空き家」を「空家」に改め、同条第10号を同条第12号とし、同条第9号中「空き家」を「空家」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「空き家等」を「空家等」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同条第5号中「空き家」を「空家」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同条第2号中「特定空き家等」を「特定空家等」に改め、「であって別に定めるもの（以下「管理不全状態」という。）」を削り、「空き家等を」を「空家等を」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 管理不全状態 第2号に規定する状態又は前号アからエまでのいずれかに該当する状態をいう。

第2条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 管理不全空家等 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。

第3条（第1号を除く。）及び第4条中「空き家等」を「空家等」に改める。

第5条の見出し中「空き家等」を「空家等」に改め、同条中「空き家等」を「空家等」に、「管理しなければ」を「管理するとともに、本市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければ」に改める。

第6条から第9条までの規定、第2章の章名、第10条、第2章第2節の節名、第11条及び第2章第3節の節名中「空き家等」を「空家等」に改める。

第12条第1項中「空き家等の」を「空家等の」に、「当該空き家等」を「当該空家等」

に改め、同条第3項及び第4項中「空き家等」を「空家等」に改める。

第2章第4節の節名中「空き家等」を「空家等」に改める。

第13条の見出し中「空き家等」を「空家等」に改め、同条中「空き家等の」を「空家等の」に、「当該空き家等」を「当該空家等」に改める。

第14条中「、空き家等」を「、空家等」に、「当該空き家等」を「当該空家等」に改める。

第15条の見出し中「特定空き家等」を「特定空家等」に改め、同条第1項前段中「第14条第2項」を「第22条第2項」に、「特定空き家等が」を「特定空家等が」に、「当該特定空き家等」を「当該特定空家等」に改め、同項後段及び同条第2項中「当該特定空き家等」を「当該特定空家等」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「第14条第1項」を「第22条第13項」に改め、同項第2号中「当該特定空き家等」を「当該特定空家等」に改める。

第16条の見出し中「特定空き家等」を「管理不全空家等又は特定空家等」に改め、同条前段中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「第11項から第13項まで」を「第13項から第15項まで」に、「特定空き家等」を「特定空家等」に、「第2条第2項に規定する特定空家等」を「第22条第1項の規定の適用を受けるもの」に改め、同条後段中「第14条第13項」を「第22条第15項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第13条の規定は、管理不全空家等（同条第1項の規定の適用を受けるものを除く。）について準用する。

第17条の見出し中「特定空き家等」を「特定空家等」に改め、同条第1項中「、特定空き家等」を「、特定空家等」に、「当該特定空き家等」を「当該特定空家等」に改め、同条第2項前段中「第14条第4項」を「第22条第4項」に、「第11項から第13項まで」を「第13項から第15項まで」に改め、同項後段中「第14条第13項」を「第22条第15項」に改める。

第18条の見出し中「空き家等」を「空家等」に改め、同条第1項中「空き家等」を「空家等」に、「第2条第1項に規定する空家等」を「第9条第1項の規定により調査を行うことができることとされているもの」に改め、同条第2項中「、空き家」を「、空家」に、「当該空き家」を「当該空家」に改め、同条第3項中「空き家等」を「空家等」に、「空き家の」を「空家の」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「、特定空き家等」を「、

管理不全空家等又は特定空家等」に、「当該特定空き家等」を「当該管理不全空家等又は特定空家等」に改め、同項第1号中「当該特定空き家等」を「当該管理不全空家等又は特定空家等」に改める。

第19条第1項中「、特定空き家等」を「、特定空家等」に改め、「とき」の右に「(法第22条第1項の規定による措置を採るときを除く。)」を加え、「当該特定空き家等」を「当該特定空家等」に改め、同条第2項中「当該特定空き家等」を「当該特定空家等」に改める。

第20条中「特定空き家等」を「特定空家等」に改める。

第21条中「特定空き家等」を「管理不全空家等又は特定空家等」に改める。

第22条第1項中「空き家の」を「空家の」に、「当該空き家」を「当該空家」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 空家等対策協議会

第23条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「京都市空き家等対策協議会」を「京都市空家等対策協議会」に改める。

第30条中「市長」を「前項に定めるもののほか、市長」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、第16条第2項において準用する法第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告を求めることができる。

第31条第1項本文及び第2項ただし書中「特定空き家等」を「特定空家等」に改める。

第33条第1号中「第16条」を「第16条第2項」に、「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条第2号中「空き家等」を「空家等」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第30条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による改正前の京

都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第16条において準用する空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告又は同条第3項の規定による命令は、それぞれこの条例による改正後の京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第16条第2項において準用する法第22条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告又は同条第3項の規定による命令とみなす。

3 施行日前に改正前の条例第16条において準用する法第14条第3項の規定による命令に係る京都市行政手続条例第16条第1項又は第29条の規定による通知がされた場合においては、同条例第3章第2節又は第3節の規定による手続を続行して、改正後の条例第16条第2項において準用する法第22条第3項の規定による命令をすることができる。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市計画局住宅室住宅政策課)